

## 第5章 競技規定

第1条 本総局は連盟の規定に基づき、本総局の競技規定を次の通り定める。

- 2 本総局管轄下の支局は本規定に準じて、その地域の実情に即した「ブロック  
 競技規定」を定めることができる。

第2条 本総局で開催及び公認する公式選手権・競技会の種別と、その内容は 次の通  
 りと定める。

競技 名称	プロ アマ	種目 内容	競技種目	競技内容
J B D F ダンス 選手権	プロ	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本アマチュア ダンス選手権	アマ	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
日本インター ナショナル ダンス選手権	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本選抜ダンス 選手権	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目単科 5種目単科	大会要項に明記
全日本セグエ 選手権	プロ	S= 3種目以上メドレー L= 3種目以上メドレー		大会要項に明記
全国ダンス選手権	共通	S= W, T, F, Q L= C, S, R, P	4種目総合 4種目総合	大会要項に明記
東京スターグラン プリ選手権	プロ	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目+ソロ=6種目 5種目+ソロ=6種目	大会要項に明記
東部日本ダンス 選手権	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	
全関東ダンス 選手権	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンス選手権	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	
ムーアカップ ダンス選手権 東京都知事杯 選手権	プロ	S= W, T, F, Q L= C, S, R, P	4種目単科 4種目単科	
B級 競技会	共通	S= W, T, F, Q, Vw L= C, S, R, P, J	5種目総合 5種目総合	
C級 競技会	共通	S= W, T, F, Q L= C, S, R, P	4種目総合 4種目総合	
D級 競技会	共通	S= W, T 又は F, Q L= C, S 又は R, P	2種目総合 2種目総合	
E級 競技会	アマ	S= T, F L= C, P	2種目総合 2種目総合	ボールルーム ダンス テクニク全て
F級 競技会	アマ	S= W, Q L= S, R	2種目総合 2種目総合	ボールルーム ダンス テクニク全て

競技 名称	プロ アマ	種目	内容	競技種目	競技内容	
G級 競技会		S= L=	W, T C, R	2 種目総合 2 種目総合	ボールルーム ダンス テクニク全て	
ノービス級競技会	プロ	S= L=	W, Q 又は T, F S, R 又は C, P	2 種目総合 2 種目総合	ボールルーム ダンス テクニク全て	
ノービス級競技会	アマ	S= L=	W, T C, R	2 種目総合 2 種目総合	ベーシック ファイガー	
ジュブナイル 競技会	アマ	S= L=			大会要項及び年 度前・後期競技日 程に明記	
ジュニア競技会	アマ	S= L=				
ユース競技会	アマ	S= L=				
全日本シニア 選手権	アマ	S= L=				
シニア選手権	アマ	S= L=				
シニアB級競技会	アマ	S= L=				
シニアC級競技会	アマ	S= L=				
シニアD級競技会	アマ	S= L=				
シニア ノービ ス競技会	アマ	S= L=				ボールルーム ダンス テクニク全て
ライジングスター	プロ	S= L=	シラバスに明記 シラバスに明記	2 種目総合 2 種目総合		大会要項及び年 度前・後期競技日 程に明記
全日本グランド シニア選手権	アマ	S= L=				
グランド シニア選手権	アマ	S= L=				
グランド・シニア B級 競技会	アマ	S= L=				
グランド・シニア C級 競技会	アマ	S= L=				
グランド・シニア D級 競技会	アマ	S= L=				
グランド・シニア ノービス級競技会	アマ	S= L=			ボールルーム ダンス テクニク全て	
スーパーシニア 競技会	アマ	S=	W 又は T		大会要項及び年 度前・後期競技日 程に明記	

第3条 選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

選手権及び競技会名称	出場資格
J B D F 選手権	大会要項で定める出場規定による。
全日本アマチュアダンス選手権	
日本インター選手権	
全日本選抜選手権	
全日本セグエ選手権	
全国ダンス選手権	
東京スターグランプリ選手権	
東部日本選手権	登録選手
全関東選手権	登録選手
東京選手権	登録選手
ムーアカップ選手権	登録選手
東京都都知事杯選手権	登録選手
B級 競技会	B, C, D級の登録選手
C級 競技会	C, D級の登録選手
D級 競技会 (プロ)	D級の登録選手のみ。
D級 競技会 (アマ)	D, E級の登録選手
E級 競技会 (アマ)	E, F級の登録選手
F級 競技会 (アマ)	F, G級の登録選手
G級 競技会 (アマ)	G級の登録選手のみ。
ノービス級 競技会 (共通)	新人選手全員 但し、プロはD級、アマチュアはG級に登録する資格を得ている選手と他総局の登録選手は除く
ジュブナイル 競技会	
ジュニア 競技会	
ユース 競技会	
スーパーシニア競技会	
全日本シニア選手権	シニア登録選手及び大会要項出場規定による。
シニア B級競技会	シニア B, C, D級の登録選手。
シニア C級競技会	シニア C, D級の登録選手
シニア D級競技会	シニア D級及び未登録選手
シニア ノービス級競技会	男女共35歳以上のアマチュア新人選手全員。 但し、シニアD級以上に登録する資格を得ている選手と他総局の登録選手を除く。
全日本グランド・シニア選手権	グランド・シニア登録選手及び 大会要項出場規程による。
グランド・シニア選手権	
グランド・シニア B級競技会	G・シニア B, C, D級の登録選手
グランド・シニア C級競技会	G・シニア C, D級の登録選手

選手権及び競技会名称	出場資格
グランド・シニアD級競技会	G・シニアD級及び未登録選手。
グランド・シニアノービス級 競技会	満55歳以上のアマチュア男子（女子の年齢は問わない）の新人選手全員。但し、G・シニアD級以上に登録する資格を得ている選手と他総局の登録選手は除く。

- 2 原則として、オープン制とするが、出場資格は級限定とする。
- 3 海外及び未登録選手については、連盟が出場を認めた場合は出場することができる。  
但し、当該選手の競技歴並びに技量により制約することがある。

(選手の出場規定)

第4条 選手の出場規定を、次のように定める。  
登録選手は、その年度内における自己級競技会には、出場する義務が課せられる。

- 2 競技会及び選手権に出場する選手は、特別な指定がある場合を除き、開催日の2週間前までに、所定の申込用紙を提出しなければ 出場することができない。
- 3 本総局以外で開催される、全ての選手権及び競技会に出場を希望するときはあらかじめ文書により 本総局長に、届出て許可を得なければ、出場することはできない。

4 欠場届及び出場取消。

- 【1】 自己級の競技会に出場できない選手は、その理由を記した欠場届を主催者宛に提出しなければならない。
- 【2】 出場申込後、出場不可能となった場合は、直ちに本総局に口頭で届出 尚・理由を記した欠場届に出場料を添えて提出しなければならない。

5 本総局が主催する競技会及び選手権の出場料は、下記の通りとする。

- 【1】 選手権(特に大会要項で定められた選手権を除き、下記の通りとする。

プロ	(団体所属)	4,000円
	(無所属)	5,000円
アマ	(団体所属, 学連を含む)	6,000円
	(無所属)	7,000円

- 【2】 プロ「B, C, D, 級競技会」

(団体所属)	3,000円
(無所属)	4,000円

【3】	アマ「B, C, D, E, F, G級競技会」 (団体所属, 学連を含む)	5,000円
	(無所属)	6,000円
【4】	シニア・グランドシニア「B, C, D級競技会」 (全員)	4,000円
【5】	ノービス競技会	
	プロ (全員)	6,000円
	アマ (全員)	8,000円
【6】	シニア	6,000円
【7】	グランド・シニア	6,000円

(選手の登録義務)

第5条 本総局の各種競技会に出場するプロフェッショナル選手は、東部総局選手会を通じ本総局に登録しなければならない。  
アマチュア選手は、本総局に登録しなければならない。

- 2 新規登録 規定による即日昇級又は一旦資格を失った選手が再び資格を得たときの登録。
- 3 継続登録 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。
- 4 継続登録の期限は毎競技年度 終了後、1月末日迄とする。
- 5 スライド登録 アマチュア選手は、シニア・グランドシニアの年齢に達した場合には スライド登録できる。
  - 【1】 アマチュア及びシニア登録選手はグランド・シニアの年齢に達した場合には、スライド登録できるが、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
  - 【2】 グランド・シニアの登録選手はシニア、アマ登録選手への スライド登録はできない。
  - 【3】 スライド登録の仕方は支局に申請し、支局より本総局に提出する。
- 6 スタンダード、ラテン両セクションに登録資格を有している者は、スタンダード、ラテンにそれぞれに登録をするものとする。 但し登録番号は同一とする。
- 7 アマ選手が、シニア、グランド・シニアに重複して登録しても登録番号は同一番号とする。シニア、グランドシニア選手も同じである。

(登録資格の抹消)

第6条 1競技年度・競技会で、次の号に該当する選手は、その登録資格を抹消される。  
(降級規定も併せて参照のこと)

- 【1】 プロ D級 = 2回以上出場しなかったとき。
- 【2】 アマ G級 = 2回以上出場しなかったとき。





級	摘要事項	昇級時期
B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3位以上と決勝に入賞したとき	年度末
	(ロ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3回以上決勝に入賞したとき。	
C級	(ハ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で決勝に入賞した上で、上級競技会の決勝に入賞したとき。	
C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で3位以上に入賞したとき。	即日
	(ロ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で6位以上に2回入賞したとき。	即日
	(ハ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の6位以上に入賞したとき。	即日
D級	(ニ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に2回入賞しその一方が6位以上のとき、もしくは準決勝に3回入賞したとき。	年度末
	(ホ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に入賞した上で、上級競技会で準決勝以上に入賞したとき。	年度末
	(ヘ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会に出場した上で、上級競技会の準決勝以上に2回入賞したとき。	年度末
	(イ) スタンダード・ラテン共通、C級以下の選手が自己級に於いて昇級資格を取得した上で、上級競技会に出場し優秀な成績を収めたときは、理事会の審議により二階級以上昇級させる場合がある。	年度末

第2条

アマチュア昇級規定

(但し、最終決定は競技部の審議による)

級	摘要事項	昇級時期
A級	(イ) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で6位以上に2回入賞したとき。	年度末
B級	(ロ) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で6位以上に入賞した上で、選手権で決勝に入賞したとき、もしくは準決勝に2回入賞したとき。	年度末
B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で6位以上に入賞したときもしくは2回以上準決勝に入賞したとき。	年度末
C級	(ロ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会で準決勝以上に入賞したとき。	年度末
C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会もしくは上級競技会で6位以上に入賞したとき。	即日
	(ロ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で出場組数が301組以上出場した場合、準決勝に入賞したとき。	即日
D級	(ハ) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で2回以上準決勝に入賞したとき。	年度末
	(ニ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の準決勝に入賞したとき。	年度末
D級	(イ) ノービス昇級規定に準じる。	即日
E級	(イ) ノービス昇級規定に準じる。	即日
F級	(イ) ノービス昇級規定に準じる。	即日



級	摘 要 事 項	昇級時期
F級 G級	(イ) ノービス昇級規定に準じる。	即 日
特別 昇級	(イ) スタンダード・ラテン共通、C級以下の選手が自己級に於いて昇級資格を取得した上で、上級競技会に出場し優秀な成績をおさめたときは、理事会の審議により二階級以上に昇級させる場合がある。	年度末

第3条 ノービス、及びアマチュア E , F , G昇級規定

出 場 組 数	成 績	昇 級 組 数
3 組 ~ 1 0 組	1 位 ~ 2 位	2 組
1 1 組 ~ 2 0 組	1 位 ~ 3 位	3 組
2 1 組 ~ 3 0 組	1 位 ~ 4 位	4 組
3 1 組 ~ 4 0 組	1 位 ~ 5 位	5 組
4 1 組 ~ 5 0 組	1 位 ~ 6 位	6 組
5 1 組 ~ 6 0 組	1 位 ~ 7 位	7 組
6 1 組 ~ 7 0 組	1 位 ~ 8 位	8 組
7 1 組 ~ 8 0 組	1 位 ~ 9 位	9 組
8 1 組 ~ 9 0 組	1 位 ~ 10 位	10 組
9 1 組 ~ 1 0 0 組	1 位 ~ 11 位	11 組
1 0 1 組 ~ 2 4 0 組	1 位 ~ 準決勝	準決勝組
2 4 1 組 ~	1 位 ~ 準々決勝	準々決勝組

第4条 シニア競技会、グランド・シニア競技会のポイント制・昇降級規定。

- 【1】 D級以上の昇級に必要な得点は下記の通りとしノービス級はアマ規定に準じる。

D級		C級	8 ポイント
C級		B級	11 ポイント
B級		A級	15 ポイント

- 【2】 各級共 1 競技年度自己クラスに 2 回以上出場し、昇級に必要な得点を獲得した選手が昇級する。

第5条 出場組数に対する入賞選手の獲得点数は、下記の通りとする。

出場組数	1位	2位	3位	4位	5位	6位	準決勝
3～10	5	4	3				
11～20	6	5	4	3			
21～30	8	6	5	4	3		
31～40	10	8	6	5	4	3	
41～60	12	10	8	6	5	4	2
61～	14	12	10	8	6	5	3

【1】 自己級及び上級競技会での得点を合計して昇級が決定される。

【2】 全日本選手権の得点数は 61組以上の得点とする。

## 第6条 降級規定

### 2 プロフェッショナル降級規定

【1】

級	摘要事項	降級時期
A級 B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、準決勝に2回以上入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上級競技会の最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 D級	(イ) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の一次予選を1回も通過する成績がおさめられなかった上で自己級競技会に於いても、1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき、もしくは自己級競技会で2回以上一次予選を通過する成績をおさめられなかったとき。	年度末
D級 抹消	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級に2回出場しなかったとき。	年度末

### 3 アマチュア降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて1回も準決勝に入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会の最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末

級	摘要事項	降級時期
C級 D級	(イ) スタンダード・ラテン共通、一次予選を1回も通過する成績がおさめられなかったとき。	年度末
D級 E級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級競技会で一次予選を1回も通過する成績がおさめられず、自己級競技会に5回以上出場していなかったとき	年度末
E級 F級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級競技会に1回と自己級及び上位競技会の組み合わせで最低2回以上出場していなかったとき。	年度末
F級 G級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級競技会に1回と自己級及び上位競技会の組み合わせで最低2回以上出場していなかったとき。	年度末
G級 抹消	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級競技会に1回と自己級及び上位競技会の組み合わせで最低2回以上出場していなかったとき。	年度末

#### 4 シニア、グランド・シニア降級規定

- 【1】 各級共に1競技年度自己クラスに2回以上の出場が義務付けられます。この回数を満たさない場合は、成績にかかわらず降級します。

級	摘要事項	降級時期
A級 B級	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて1回も準決勝に入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 C級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会に於いて2度1次予選を通過する成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 D級	(イ) スタンダード・ラテン共通、自己級以上の競技会に於いて1度も1次予選を通過する成績がおさめられなかったとき。	年度末
D級 抹消	(イ) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級競技会に2回以上出場しなかったとき。	年度末

#### 第7条 昇降級補足事項。

- 【1】 全ての選手権及びB級競技会に於いて、出場選手が96組を越えて、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1予選・2予選・3予選(最終予選)準々決勝・準決勝・決勝とする。
- 【2】 全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・JBDFプロフェッショ

ナル選手権の準々決勝は、他選手権の準決勝と同等の扱とする。

- 【3】 全日本選抜選手権は、5種目総合の成績順位を昇降級の対象とする。
- 【4】 10ダンス選手権は、昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 【5】 全国プロフェッショナル選手権、全国アマチュア選手権は降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 【6】 NATD主催のムーアカップ選手権・都知事杯プロラテン選手権(共にA級 単科競技会)・NATD杯はC級の降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 【7】 公認競技会の競技中不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合、海外出張りが長い期間にわたる時、申請により適当と認められた場合、降級規定の適用を受けないものとする。

(産休規定)

第8条

本総局産休規定は、期間、申請方法、必要事項、昇降級規定の例外規定として、これを設け以下は産休を受けたときの付随事項である。

- 【1】 産休を受けようとする選手は、産休申請書に医師の診断書を添付し、本総局長宛に届出なければならない。
- 【2】 産休は、申請日より、1年間とする。
- 【3】 産休を受けた選手の昇降級は、2年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理することとする。
- 【4】 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
- 【5】 産休を受けた場合でも、選手会を通じて登録をしなければならない。
- 【6】 万が一、流産した場合は、本総局長宛に届出なければならない。この場合 その時点で産休は解消される。
- 【7】 産休の間は、例え正規のパートナーと出場しても昇降級の対象にはならない。
- 【8】 その他規定で判断できない場合は、本総局理事会で決定する。

(SA規定・スペシャルA級)

第9条

JBDFプロフェッショナルダンス選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権において、3回以上又は、これに準じる成績を得、チャンピオンとして相応しい人格を有する者は、全国運営委員会の審議により【SA級】の称号が与えられる。

- 【1】 SA級の選手は、降級することがない。
- 【2】 SA級の選手が、2競技年度、競技会に不出場、若しくはSA級選手として相応しくない言動や成績を続けたときは引退勧告され、これに応じないときは選手資格を抹消される。

- 【3】 第9条及び【1】、【2】号は、プロ、アマ、スタンダード及びラテンに共通する。
- 【4】 プロ、S A級選手が現役を引退して本総局に入会したときは、審査委員会に所属し直ちに審査することができる。

## 第7章 選手規定

### ( 移籍登録 )

第1条 他総局の登録選手が、本総局に移籍登録を希望するときは、次の書類を用意し登録手続きをしなければならない。

- 【1】 旧所属総局長発行の移籍承諾書及在籍証明書。
- 【2】 移籍願書。
- 【3】 本総局の登録用紙(必要事項を記入したもの)

2 他総局から本総局への移籍に伴う所属級の変動は、下記の通りとする。

- 【1】 S A級及びJ B D F選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権の準決勝に過去2年間以内に入賞しているA級選手を除き、原則として旧所属総局での級から、1階級降級するものとする。

### ( アマチュアからプロフェッショナルへの転向 )

第2条 アマチュアからプロフェッショナルに転向するときは、転向届を提出し、選手登録をしなければならない。

2 アマチュアからプロフェッショナルへ転向したときの級の変動は、次の通りである。

- 【1】 S A級は、【A級に】。
- 【2】 A級は、【C級に】。  
但し、全日本、日本インター、全日本選抜で転向時からさかのぼって2競技年度内に決勝に入賞しているときは、【B級】に。
- 【3】 B , C級は、【D級】にそれぞれ登録することができる。
- 【4】 D級選手以下の選手は、【ノービス級】とする。

### ( 加盟団体間の移籍 )

第3条 現に所属している加盟団体から、他の団体への移籍は、現所属団体長と、新たに所属しようとする団体長との合意がなければならない。

2 前条により合意が成立したときは、その合意書と移籍届を本総局長に提出しなければならない。

- 3 前2項により合意並び合意書が提出できないときは、理由書を添付した移籍願いを本総局理事会に提出し判定を受けることができる。

(加盟団体及び支局主催の競技会)

第4条 加盟団体及び支局主催の公認競技会の経費負担は、下記の通りとする。

- 【1】 公認料 = (出場組数 × 100円)
- 【2】 コンピューター打込料 = (出場組数 × 50円)
- 【3】 機材貸出料 10,000円
- 【4】 本総局事務所から会場までは、加盟団体の責任で搬出入する。

第5条 パートナー規程。

- 【1】 アマチュア選手のパートナーは、アマチュア的女子に限る。
- 【2】 プロフェッショナル選手のパートナーは、限定されない。
- 【3】 プロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュアのパートナーとして出場することはできない。但し、臨時のパートナーとして、1競技年度1度の臨時パートナーの場合のみ、アマチュア選手の資格は失わない。
- 【4】 アマチュア現役選手のパートナーは、その登録年度中には、プロフェッショナル選手の臨時パートナーはできない。
- 【5】 アマチュア、プロフェッショナル共、S A級及びA級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして競技に参加することはできない。
- 【6】 B級以下のパートナーは、自己級及び1階級下のパートナーとして出場することができる。但し、出場申込書に臨時であることを明記することを要す。
- 【7】 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は【4】、【5】号を適用する。
- 【8】 パートナーとして再登録するときは、次年度にならなければ登録することはできない。但し、S A級のパートナーに限り理事会の審議を得なければならない。
- 【9】 同性同士のパートナーシップを組むことはできない。

(アマチュア選手規程)

第6条 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルであることを声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。

- 2 ダンスを踊ったり指導したりすることで、必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
- 3 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にあるときは、アマチュア選手として競技会に出場することはできない。
- 4 アマチュア選手がデモンストレーションに出演するときは、出演願いを本総局に提出しなければならない。その場合も必要経費以上に報酬を受けてはならない。

(プロフェッショナル選手規程)

第7条 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。但し、アマチュア競技会に限り、届出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。

第8条 海外遠征に於ける選手規程

- 【1】 海外の技術習得を目的とした留学又は研修旅行。
  - 【2】 海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する者。
  - 【3】 前【1】、【2】号は事前に本総局局長宛、文書により提出、しなければならない。
- 2 留学選手は、下記の条件を満たした者に限る。
    - 【1】 S A級又は、A級選手であること。
    - 【2】 選手権の決勝に入賞していること。
    - 【3】 期間が9ヶ月以上であること。
  - 3 留学選手の特権。
    - 【1】 留学期間中は、昇降級規定の適用は受けない。
    - 【2】 帰国後直ちに如何なる選手権にも所定の手続きをすれば出場ができる。
  - 4 研修旅行する選手の条件。
    - 【1】 留学以外の選手。
    - 【2】 旅行期間中に於いても、競技規定の適用を受ける。
  - 5 本条と各号以外の事項については、本総局長宛、文書を持って提出し理事会の審議を受けなければならない。

第9条 ジュブナイル、ジュニア、ユース、シニア、グランド・シニア、スーパーシニア規程

- 【1】 ジュブナイル・・・12歳(12歳の誕生日)未満の男女、ジュニア迄出場可能。フィガー及び服装規制あり。

- 【2】 ジュニア…………… 12歳より16歳(16歳の誕生日)未満の男女、
- 【3】 ユース……………16歳より19歳(19歳の誕生日)未満の男女、アマチュア迄出場可能。
- 【4】 シニア…………… 男女共、35歳以上のアマチュアに限る。
- 【5】 グランド・シニア… 55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。
- 【6】 スーパーシニア… 65歳以上の男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。

2 前【1】、【2】、【3】号は、選手権を除き、当分の間、女子同士の出場を認める。